

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱第8条第1項第1号ウに規定する  
「その他交流人口拡大本部長が別に定める奨学金」について

令和2年4月1日 制定  
令和5年3月16日 改正  
交 流 人 口 拡 大 本 部

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱第8条第1項第1号ウに規定する「その他交流人口拡大本部長が定める奨学金」とは、下記のとおりとする。

記

名 称 等
技能者育成資金融資制度
生活福祉資金貸付制度（教育支援費）
母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金又は修業資金（ただし、職業能力開発総合大学、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校の修学にかかるもの。））
岩美町奨学資金
若桜町奨学資金
倉吉市奨学資金
湯梨浜町育英奨学資金
琴浦町林原育英奨学金
日吉津村奨学資金
日南町人材育成奨学資金（返還免除を除く。）
長谷育英会奨学金
三松奨学育英会奨学金
福岡大学奨学金
大阪医科薬科大学薬学部特別奨学金
日教弘貸与奨学金事業
兵庫医療大学奨学金（貸与）
津山市奨学金
あしなが育英会奨学金